

全法労協 だより	2016年 10月25日 No.104	目次 全法労協第30回定期総会特集 1 兵庫県法律関連労組第5回定期総会を開催 9 2017年要求と実態調査アンケートの取り組み成功に向けて 10
	全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル 4階 法律会計特許一般労組気付 (〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 http://www.hou-kan.com/	

雇用と生活、権利を守るたたかいの前進を!!

— 全法労協第30回定期総会 (2016年9月24~25日、福岡市) を開催 —

全法労協は9月24~25日、福岡市において第30回定期総会を開催し10都府県69名が参加しました。

冒頭、吉田光範議長は幹事会を代表した挨拶の中で、安倍自公内閣が進める戦争する国づくり、労働者・国民生活破壊の政治を批判するとともに、戦争法廃止を求めるたたかいの広がりや夏の参議院選挙で市民と野党の共闘により、32の一人区すべてで統一候補が実現し、11選挙区で野党候補が



勝利したことなど、切実な要求を基礎に市民と野党の共同がさらに前進するなら今後の情勢に大きな変化をもたらすことが可能だと確信できるものだと述べ、引き続き、暮らしと人権、平和・民主主義を守るため奮闘しようと呼びかけました。また、法律事務所においては、弁護士人口の増加や事件数の落ち込みにより、全国的に経営が深刻な状況になっており、労働条件の見直しや賃金抑制、一時金カット、退職勧奨、解雇、雇い止めなど、労働者の生活基盤を脅かす事態が進行し、多くの労働者が不安に感じている実態にある中、労働者の雇用と生活、権利を守るために全法労協と各加盟労組が果たすべき役割は大きいと強調しました。

総会1日目は「第29期の活動のまとめと第30期の活動方針案」と決算・予算案の提案を受けて全体討論を行い、15名が発言しました。

2日目は全法労協総会では初の試みである模擬団交を行い、それを受けて、4つの分散会に分かれて討論を行いました。最後に全体会において、議案を採択するとともに、新役員を選出し、特別決議、総会宣言を採択して閉会しました。

なお、総会には、7名の来賓が臨席されそれぞれ挨拶をいただきました。

ご挨拶をいただいたご来賓

- 千綿 俊一郎 様 (福岡県弁護士会 副会長)
- 山本 一行 様 (自由法曹団 福岡支部長)
- 植永 光則 様 (全労連・全国一般労働組合 書記次長)
- 山下 和博 様 (福岡県労働組合総連合 副議長)
- 新居崎 俊之 様 (法律事務職員全国研修センター 筆頭理事)
- 金川 陽子 様 (法律事務員全国連絡会 代表幹事)
- 仁比 聡平 様 (日本共産党 参議院議員)

メッセージをお寄せいただいた団体

- 自由法曹団 様、全国労働組合総連合 様、全司法労働組合 様、日本国民救援会中央本部 様、日本弁護士連合会 様

また、5団体からメッセージが寄せられました。

☆☆☆ 全体会での発言者と主なテーマ ☆☆☆

(発言順)

- 大内 美紀（法律会計特許一般労組）・・・法会労の2016春闘
 藤吉 明（京都法律関連労組）・・・京都での労働運動と組合愛について
 小西 浩子（福岡法律関連労組）・・・財政難打開策スカイプ会議と福法労の活動
 小島 秀也（千葉法律関連労組）・・・千葉法律関連労組の活動
 佐瀬 桂（法律会計特許一般労組）・・・法会労女性部の活動
 原 知秀（全労連・全国一般神奈川・法律合同分会）・・・法律合同分会の活動
 森田 沙緒里（法律会計特許一般労組）・・・法会労青年部の活動
 前屋敷 幸子（福岡法律関連労組）・・・アンケート活動と弁護士会懇談会
 八尾 新之介（東海地域法律関連労組）・・・みんなで取り組んだアンケート活動
 三澤 裕香（大阪法律関連労組）・・・“じむこの交流会”から見えてくるもの
 永田 由起（福岡法律関連労組）・・・定年後の嘱託職員の賃金について
 鈴木 敦子（奈労連一般労組法テラス支部）・・・法テラス訴訟の報告
 藤井 玲香（兵庫法律関連労組）・・・不当労働行為とのたたかい
 吉田 真平（京都法律関連労組）・・・整理解雇争議
 荒川 拓朗（大阪法律関連労組）・・・税理士法人のハラスメント争議



総会で選出された役員

役職	氏名	所属労組・役職	
議長	吉田 光範	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組 副執行委員長	再
副議長	松田 龍治	全労連・全国一般埼玉地本 法律会計特許一般労組 埼玉支部 支部長 (法律会計特許一般労組 執行委員)	再
事務局長	田辺 作次	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組 執行委員	再
事務局次長	小島 秀也	千葉県法律関連労組執行委員長	再
幹事	浅野 洋輔	全労連・全国一般東京地本 法律会計特許一般労組 副執行委員長	再
同	原 知秀	全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会 分会長	新
同	山谷 和大	東海地域法律関連労組 執行委員	再
同	吉田 真平	全労連・全国一般京都地本 京都法律関連労組 書記長	再
同	荒川 拓朗	全労連・全国一般大阪府本 大阪法律関連労組 副執行委員長	再
同	亀井 清夏	奈良法律事務員労組 執行委員	再
同	岡田 勉	和歌山法律関連労組 執行委員	再
同	藤岡 恵美子	福岡法律関連労組 執行委員	再

分散会討論について

《第1分散会》

第1分散会は、模擬団交の意見交換から始まりました。東京では定期的に行われていて、思い入れがあって模擬とはいえヒートアップするそうです。

○税理士事務所は日常的に一般企業と接している。長く続く企業は、浮き沈みがあっても役員の減給で対応している。町工場で給料切り下げなどしたら、同じような他社に一気に人が流れてしまう。士業もそのことをわかるべき。

○経済闘争は最終的に弁護士持ち帰りをどう減らしてもらうかの話になる。弁護士は一般企業を知らないから、簡単に人件費を減らそうとする。弁護士の持ち帰りは純粋な「手取り」で、給与労働者の「額面」との違いがわかっていない。

また、賃金・退職金カットに対して団交重ねている事務所の方からは、次のような感想が出されました。

○弁護士側は模擬団交と同じようなことを言っている。どこまで歩み寄るべきなのか。同じ職場で働かないといけないので、どこまで気持ちを率直に発言していいのか悩む。経済闘争の団交は（解雇案件に比べて）難しいという話を聞いて、そもそもそうなんだとわかり少し楽になった。

○退職者の補充がない中、誰が休んでも関係なく仕事は出される。クレサラ事件が減っているから、何が忙しいのか弁護士はわかってくれない。この状況で、遅れやミスは多くなる。すると注意文書を出されたり。要するに職場がブラック化している。

これに対しては、次のような示唆に富んだ意見が出されました。

○税理士事務所から弁護士を紹介しようとするに、まず仕事を遅滞なくやってくれる所。忙しくて遅れ遅れにならない人。もう一つは、お客さんにうまく説明できる人。そういう事務所にしていくには、事務職員の役割が大きい。人件費にもっとメリットを感じなければならない。各地の参加者からの取り組み・経験も、とても興味深いものでした。

○家賃を下げるために事務所の引っ越しをした。一時的に費用はかかるが、先を見越してのこと。その前に細かい経費の見直しをした。お茶を麦茶にしたりコピー用紙を安いものにした。事務局も一緒に経費削減に取り組んでいる。

○個人事務所で、団交等はしていない。昔ながらのボス弁で、経営状態は明らかに赤字だが、事務員の給料は下げないと言ってくれている。

「こうすればこうなる」という特效薬はありませんが、同じ境遇で闘っている全国の方々との交流に大きな力を得る討論となりました。

(座長 浅野洋輔・吉田真平)



《第2分散会》

分散会には12名の参加がありました。はじめに、参加者からの簡単な自己紹介で分散会がはじまりました。今年の分散会は、全体会で演じられた模擬団体交渉を受けて行われましたが、これを見て、団交が労働組合の要求実現の本来の形ではないかという感想も出されました。また、当該の組合員を説得して団交に持っていく難しさや、経済闘争を団交でしている組合はまだまだ多くない現状であるということでした。

分散会は、近年の法律関連業種の経営の厳しさを反映した発言が多く、各地からその報告がされています。

福岡の方からは、基本給・退職金が減らされるという提案が事務所からされ、協定も結んだ。一時金の支給の際、事務所の経営難の状況を汲んで妥結をしたが、その後、過去何年間かで最高の売上げがあったという事が分かりショックだった。もし、売上げがそれなりにあると分かっていたら違う結果になっていたと思う、という報告がされました。法律関連業種では、時期や年度によって売上が上下することもあるので、事務所の経営状況を短期的に見るだけでなく、中・長期的な視野も入れて要求や交渉を組み立てていくことが必要になってくるだろうという意見が出されました。また、事務所の維持・継続に影響するほどの深刻な経営状況下での要求や交渉では、大幅な妥協や後退を迫られる場面もあるが、この場合でも今回限りの特例と前置きして決断することも必要になってくる。ただし、一旦妥協した後に回復させること、さらに改善させていく事は、これまで以上に大変になるという覚悟が必要であるとの発言もありました。その他、ここ数年、一時金が出ていないという事務所の話では、経理が公開されていて、事務所に利益が無いということが良く分かっている状況での要求の難しさが報告されています。また、事務所内では組合が少数派となっていて、交渉をする時の団結が難しいという事でした。他の参加者からは、多様な条件や環境の中でも組合で決めた事だから、自分たちの生活にはこれだけ必要なんだと生活要求で正々堂々と要求していくことが大事になってくる、組合の存在を示す事にも繋がっていくだろうという発言がありました。組合員が少数の職場での要求実現の為に、分会で意識的に当該の組合員を支えていっているという報告も出されていました。

個人事務所では、要求を出しにくいという事も話に上がりました。事務職員が自分一人だけであるため、日々の業務の中で労使の関係がギクシャクしてしまう事を恐れて要求することができない事が多いということでした。実際、今年は一時金の支給が無かったということでした。参加者の中からは、個人事務所の事務職員の気持ちは本当に良く分かるが、それでも自分の生活の実態がどういふものなのかを弁護士に伝えないと分からないし、本当に今回の削減が必要だったのか、半分の削減でいけたのではないか、という事も分からない。やはり組合で統一要求をたてるなどして、組合ではこれ位必要だと言っていると、組合を前面に出せる職場では組合を大いに活用しながら要求していく事が必要ではないかという事でした。

一方、労働者が多い職場では、一時金の要求、人員増の要求があるが、なかなか労働者間で意思を一致させることが難しいという事でした。事務職員が増えることで、自分たちの一時金の額が減らされることも予想されることが要因かと思うとの事でした。そういう意味では一時金の要求と人員増の要求は関連しているので、まずは仲間の仕事量などを確認しながら、質・量とも過不足なく仕事をこなせるだけの人的配置を決めて、少しずつ要求を固めていく事が必要だろうという話になりました。

分散会は、経営状態の悪化が全国的に広がりを見せる中、団体交渉で要求実現に臨むにせよ、事務所の中で要求を出していくにせよ、労働組合の存在が益々重要になってきていると感じさせるものとなりました。現在の状況では、問題は一長一短で、容易に解決できるものは多くな

く、粘り強く要求し続けることが大事になっていくだろうという事が参加者の中で一致した意見となりました。

(座長 松田龍治・荒川拓朗)

《第3分散会》

第3分散会は12人の参加があり、自己紹介と現在各組合や各職場がかかえている問題点の報告から始まりました。

「事務所の内装を替えるから、事務員もリニューアルしたいと弁護士が言い出した」「冬には、冬期一時金の金額妥結・支給後に多額の収入があり、弁護士はここ数年最高額の収入を得ているながら、事務員に対しては追加賞与を出さない。夏には夏期一時金が20万円だったことから値上げを要求したところ、弁護士の持ち帰り金を減らさないことを交渉の前提条件にしてきた」等の報告がありました。

そして、賃下げ・退職勧奨はどの地域の事務所でも聞かれました。特に賞与の減額はたいいてい事務所ですられており、「年間8ヶ月出ていたものが、5ヶ月の保証になり、現在は3ヶ月の保証である」「一律20万円だった」「何年も出ていない」等厳しい状況です。賃金規定・退職金規程の変更が言い渡されている事務所も多く、中には「元々就業規則・賃金規定がなく、休日を示した紙が1枚あるだけだったが、突然弁護士から就業規則案が出された。使用者に都合が良いような内容なので検討中だが、事務員同士で労働条件について話す習慣がないので議論が熟さない」「事務所内で組合員比率が半数以下で、意思統一ができない」と、団結して闘うこと自体の難しさのにじむ意見もありました。

今回の総会では、分散会前に模擬団交前がありました、「団交をしたことがない」「団交を申し出ると弁護士が更に怒りそうなので踏み切れない」といった意見もみられます。また、賃上げの交渉はまだ気楽だが、賃下げを阻止する交渉は難航するとの話しも出されました。

続けて、兵庫からは、裁判所・相手方にファックスを送信する際、紙送りのミスで1ページ抜けてしまったところ、就業規則上の厳重注意を受け、その厳重注意を受けたことを理由として1人だけ、定期昇給を1000円減額された、という事案が報告されました。就業規則上、弁護士会議で検討して特段の事情があれば、昇級の減額はできることになっていますが、これまで減額された前例はなく、その1人が組合員であったため、そもそも厳重注意をするほどの重大なミスであるのか等、組合叩きが疑われます。朝の7時50分から始業までの時間に団交を重ねてきたものの、弁護士は少ないときには2人しか出席しない、決議は弁護士会議の全一致によらなければならないため団交の場では何も決められない、という状況が続いています。通常の業務中でも、非組合員はミスをしてもしりもしないが、組合員は些細なミスで攻撃をする、経費削減の提案をしても、組合員の提案は一切聞き入れない、等弁護士が組合員をあからさまに差別するなど耐えがたい現状です。

あわせて、ベテラン事務員からは、立場の難しさの話とあわせ、賃上げの土台となる健全な事務所経営の一翼を担うために、経理の公開が必要であること・家賃・事務員の給与・団体会費等の固定経費を必ず算入した予算組みが必要不可欠であること・所得補償保険は掛けずに備蓄の方が良いかもしれないので収入状況と他の弁護士でカバーできるかどうかを冷静に判断すること・自分の税金は弁護士自身に支払わせた方が市民感覚を失わず経営者としても育つこと・予算に弁護士の予定年商を上げ、下回った際には経費の負担率が上がるシステムを導入した等の紹介がありました。経理が公開されたとしても、弁護士も事務局も、数字の分析ができなくては、具体的な解決策が打ち出せないとの課題も投げかけられました。

このように、団結しながら労



働条件の改善を要求するだけでも大変な労力を費やす状況ではありますが、組合として更に一歩踏み込んで「闘う提案型」として事務所経営に対する建設的・積極的な提案も求められる状況であることから、引き続き連携しながら各地で闘う決意が交わされました。
(座長：小島秀也・亀井清夏)

《 第 4 分 散 会 》

第4分散会は5地域12名の参加で行いました。最初に、自己紹介と共に模擬団交の感想を中心に発言していただきました。

1. 模擬団交の感想としては、雇用者側との折り合いをどこで付けるのが難しい。法会労では毎月1回、足かけ4年も団交を係属している事務所もある。まず事務員が団結しないと前進は勝ち取れない。

地域差、温度差もあり、なかなか団体交渉という形式はとりにくい。

弁護士の代表とベテラン事務員とで運営委員会を設置し、事務所の諸問題と共に労働条件も決めている。労使交渉はしていない。その中で、弁護士より経験年数の多い事務員の賃金をカットし、経験の浅い事務員はそのままというような提案がされ、事務員間で意見がまとまらず押し切られたという苦い経験がある。昨今の経済状況では弁護士と事務員が仲良くお互いのことを思いやり、無茶なことはしないというような時代ではない。主張すべきところはきちんと主張しないと権利は守れない。

弁護士が議事録をとらせないため、後でそんなことは言っていない約束もしていないというような発言をされた。それに対してはICレコーダーでお互いに録音し合うようにすれば、とのアドバイスもありました。

また、全体会で報告された、京都や兵庫のような退職勧奨の事案について、福岡でも同じような問題が起こった。こうした問題が発生した時に、すばやく対応できる全国的な体制をとれないものだろうか。労働委員会に相談に行っても、法律事務所の実情を理解してもらっただけで相当な時間を要する。情報交換や、意見交換、アドバイス等ができる体制があればと思う。等の切実な提案もありました。

事務職員間での情報交換がうまくできていない。他の事務所の労働条件も分からないし、退職勧奨があっても、事後報告を受けるだけ、というように、タイムリーな対応ができていない。全体で問題を共有できていないという悩みがある。

組合として闘争積立金を準備するとか、ストライキ権を確立するとか、労働組合の闘い方を知らなかった、勉強になった、等の発言がありました。

2. 最近の経営難については

最近の傾向として、バブル時に採用した職員の整理解雇が増えている。法律事務所の経営は大変だが、昨年の業革シンポでも報告された相続アドバイザーとかメンタルケア等の認定を事務職員が身につけて職域を広げていくのも1つの方策ではないか。

事務所では、既に削減するところはやり尽くした感がある。まず「削減委員会」を設置し、最近では「経営戦略会議」と名を変え収入アップを目指している。

稼げない、稼がない弁護士が問題。着手金や相談料を取らない弁護士もおり、安いだけでは経営が成り立たないことを弁護士は理解してほしい。

等々、議論はつきませんでした。久しぶりに労働組合らしい分散会でした。



全法労協 第30回定期総会に参加して

人生2度目の参加でした。でも前回参加した時は分散会のみでの参加だったので、各地の状況が報告される全体討論は初めての参加でした。一言で言うと、衝撃的でした。希望退職を募ってきて、希望いなければ整理解雇するよと弁護士から言われたという報告や、どう見ても組合つぶしとしか思えない、組合員だけに嫌がらせをしてくる弁護士の報告など、この業界が本当に深刻な事態になってきていることを感じてしまいました。でもその中でも、「絶対に泣き寝入りしない」という強い言葉に励まされました。今不況の強風が吹き荒れるこの業界で、こうやって全国で情報交換をし、支え合っていくことがとても大事だなということ、事務所だったり組合だったり、1つ1つの単位は小さくても、全国にはたくさんの仲間がいるということが、とても力強いことだということ強く感じました。参加できてとても良かったです。

準備して下さった福岡の皆様、役員の皆様、本当に有り難うございました。懇親会も楽しかったです！

法律会計特許一般労組 森田 沙緒里

* * * * *

先日福岡市で行われた全法労協の定期総会に参加しました。衝撃を受けたのが各地で起きている民営合同事務所の労働争議です。

ここ数年、全法労協の総会に参加していると、ブラック事務所の話を目にする機会が増えてきました。これまでも「それでも自由法曹団系事務所のやることか」と思うことがありましたが、今年はさらに上をいく報告でした。

印象に残ったのは京都、神戸、福岡から報告で、共通しているのは何らかの形で事務職員を退職させていることです。事務職員を退職させても補充はありませんので、実質的な労働強化です。退職勧奨や強要、不当な組合介入にパワハラなど耳を疑う場面が多くありました。

弁護士の報酬総額が増えたにもかかわらず、事務職員に不利益変更を迫り、まだ夏季一時金について妥結をしていないため、秋になっても未支給の状態である、という報告や、ホームページには「労働者の味方です！」と謳っておきながら、所内では組合を敵視し、組合員に対する労務管理を異常に強めている、といった報告がありました。雇用主弁護士のあまりに理不尽な振る舞いに、聞いているだけでも怒りがこみ上げてきました。

二日目には模擬団交がありました。弁護士役の方からは、事務所の弁護士から聞いたことがある台詞を聞き、どこも言うことは同じなのかなと思いました。このようなこともあり、例年以上に対雇用主対策をどのようにしていけばよいのか考えさせられる総会でした。

東海法労第一分会 八尾 新之介

* * * * *

福法労の女性陣は、みんなパワフりャーだ。組合の団結もそうだが、お酒もつよい。男性組合員もいるにはいるが、かなり控えめだ。今回も福岡の皆様とたくさん交流して、組合運営の知恵や工夫を学びました。分会会議にSkypeも利用しているらしい。この他にも、特に関西から争議(組合員いじめや退職勧奨)の報告があり、元気をもらう一方でもらい泣きもする総会でした。

2日目には朝から大阪メンバーは模擬団交のキャスト（事務員2／組合執行部1／弁1）として出演。トミタ（弁）の発言に非難と抗議の集中砲火を浴びるといふ、果たして本当の立場だったらどんなだろうと背筋がコオル（その後もしばらくの間引きずりましたが）リアルな団交を通じて、みんなで「労働組合とは？」を学びました。

大阪法律関連労組 富田 宏史

* * * * *

1日目の全体会での参議院議員の仁比さんの来賓挨拶、今の安倍内閣の横暴に対して「国民なめんな」という声が広がっている事を引き合いに出して、全法労協のアンケート活動での法律関連職場の現状を訴える事務職員の声が「事務員なめんな」と言っていると。全体会、分散会をとおして、業界の情勢は全国的に厳しいものが続いていると感じました。

その中でも法会労では統一要求を作って生計維持の原則に基づいて怯まず要求していること、兵庫の方からは組合敵視の経営者に対して粘り強く団交していることが報告されていました。

そんな報告や大阪の4名が出演した模擬団交を見たりしていると、やっぱり今の状況を変えていけるとすれば、しんどい事もあるだろうけど、労働組合なんだなと思える総会でした。

大阪法律関連労組 荒川 拓朗

* * * * *

今回の全法労協総会は、任務がいろいろあって忙しかったです。全体会では「じむこ」の誕生秘話と何でも交流会について話しました。じむこの評価は全国でも高く、知名度もあって、なんだかうれしかったです。模擬団交に参加し、組合役員の役を演じましたが、団交慣れしている東京と違って、弁護士を使用者だと割り切って攻めきれない自分の甘さを感じました。でも、勉強にはなりました。

京都の退職勧奨や神戸の組合員いじめの報告を聞き、この業界の経営悪化が、労働条件に及ぼす影響が顕在化し始めていることを痛感。闘う仲間を支えるためにも、関西で経験交流とかしたいなあと思いました。

大阪法律関連労組 三澤 裕香

* * * * *

福岡県で総会が開かれるのは、10年ぶり4回目だそうです。「総会実行委員会の名称はおもてなし部にしましょう！」という福法労執行委員長提案によりおもてなし部を結成し皆様に提供したのは以下4つ。

①お土産「マルタイ棒ラーメン」（もう食べたあ〜？）②博多・天神まち歩きマップ（日々数枚ずつ観光窓口に拾いに行きました）③博多にわか（にわか面の正しい使い方披露）④「♪すごいね全法労協」の歌とダンス（ひょっこりひょうたん島の替え歌〜）。福岡総会に参加された皆様、楽しんで頂けたでしょうか。

総会の冒頭で来賓の方々からは、これまで弁護士が取り組んできた数々の集団訴訟勝利の影には法律事務員さんの協力があつたこと、アンケート対話運動が素晴らしい成果をあげていること等全法労協に期待するメッセージが相次ぎ、大きな勇気を頂きました。

全国の仲間の労働条件は毎年厳しくなる一方ですが、今こそ全国の仲間の智慧を結集し人間らしく働ける職場づくりを目指そうではありませんか！目指せアンケート回収1万枚！「戦う全法労協！頼れる全法労協！楽しい全法労協！」（みんな、踊れるようになったかなあ〜）

福法労おもてなし部部长 藤岡 恵美子

兵庫県法律関連労働組合 第5回定期大会を開催

兵庫県法律関連労働組合(略称:兵法労)の第5回定期大会が、10月2日に開催されました。今大会には、全法労協の吉田議長に来賓としてご参加頂き、また各地の法律関連労組から多くのお祝いメッセージを寄せて頂きましたことに、まずは深く感謝致します。

今大会には、昨年を大きく上回る組合員が参加し、例年になく活発な討論が行われました。討論の最初に、ある「民主的法律事務所」で行われた、当組合員に対する不当労働行為の事例が報告されました。

同事務所では、昨年、精神疾患を患った組合員に対して退職勧奨が行われましたが、組合のたたかいにより退職勧奨を撤回させて、1年間の傷病休職を勝ち取ることができました。しかし同組合員が本年2月に復職すると、今度は弁護士は半年間に渡って同人の「業務上のミス」を内密に収集し続け、7月末に個人面談で呼び出し、その「ミス一覧表」を突き付け、「あなたはこんなにミスが多い。今後適性を評価させてもらう」と通告したのです。しかもその「一覧表」には、およそミスとは呼べないものや、本人には全く身に覚えのないものも少なからず含まれていました。精神疾患による休職から復職した者に対して、他のどの労働者に対しても行っていない厳しい「適性評価」をするなど、パワハラ以外の何ものでもありません。当組合は、その撤回を求めて断固たたかう所存です。

また同事務所では、この間人件費削減が推し進められた結果、深刻な人員不足に陥り、事務職員は軒並み過重労働を強いられています。にもかかわらず弁護士は、少しでもミスを犯した労働者、それも組合員に対してはかつてないほど厳しい処分を臨んでいます。実際、当組合の書記長は、以前なら問題にされなかった様な些細なミスで「嚴重注意」を3回も受け、それを理由に本年4月の定期昇給を1,000円減額される事案が発生しました。当然組合は、書記長に対する定昇減額の撤回の要求し、団交ではこの処分が不当労働行為に該当する疑いが極めて濃厚であることを、事実をもって詳細に示しました。

不当労働行為は、労働者の団結権を保障した憲法に対する挑戦です。それを「民主的法律事務所」が行うなど、自らの存在意義の否定するに等しいものです。私たちは大会で、この攻撃にだけは、絶対に屈せずたたかう決意を新たにしました。

また、別の「民主的法律事務所」の組合員からは、育児休業中に受けた退職勧奨の事例が報告されました。

本年6月末頃、当時まだ組合員でなかった彼女の元に、突然事務所の所長弁護士と事務局長が訪れ、「弁護士1名が独立するために事務局が2名余る。このまま復職せずに退職してくれ」と半ば退職を強要したのです。余りに違法なこの「退職強要」に対し、彼女は自ら勇気をふり絞って、内容証明郵便を事務所宛に送り付け、退職拒否を通告しました。弁護士側もさすがに退職勧奨を断念し、つい先日、無事職場復帰を勝ち取りました。

そしてこの時、育児で忙しい合間を縫って私たちにも相談をしてくれた彼女は、当組合の一員になってくれたのです。大会で彼女は「民主的な職場だと思っていたので、自分の身に起きたことが信じられなかった。復帰後は大変だと思うが、職場にいる組合員と団結して頑張りたい」と発言されました。この発言には、同じ職場に組合員がいて、同じ厳しい境遇の下でも互いに励まし合い、団結して闘うことの大切さを、改めて教えられました。

また討論の中では、前述のような厳しい労務管理が行われている事務所では、事務職員はいかにミスをしないで業務をこなすかが主な目的となってしまう、複雑な業務や新しい業務に取り組んでいくことをやめてしまうことに繋がるのではないかと懸念が示されました。

の質とも密接に関わってくるし、今後の弁護士補助職という仕事の可能性を狭めるものとなるのではないかと。そして、それによって損害を被るのは、結局弁護士自身であり、依頼者ではないかと。という、私たちの仕事のあり方に対する意見も出されました。

今大会は全体として、年々深刻さを増す法律事務所の経営状況を背景に、賃金カットや整理解雇など労働・雇用条件悪化の大波が、急速に、そしてどの法律事務所にも例外なく押し寄せていることを、実感するものとなりました。

私たちは、全国でたたく法律関連労組の仲間とも連絡を密にしながら、このような状況を脱却する手段を模索すること、そして何より組合員を増やし、組合を強くすることを今年1年の方針として掲げました。

前途多難な状況が続きますが、皆で団結し、励ましあいながら一歩ずつ進んでいく決意ですので、全国の皆さん、ともに頑張りましょう！

2017年要求と実態調査アンケートの取り組み成功に向けて

来年で30周年を迎える私たち全国法律労組連絡協議会の出発点ともいえるのが「アンケート対話運動」です。

近年、賃上げ抑制や一時金カットなど、それぞれの地域や各職場における労働環境が悪化するなか、未組織職場を含めた私たち法律関連職場で働く仲間の実態は深刻さを増しています。

こうした状況だからこそ、あらためて仲間の声と要求に耳を傾け、私たちの運動の方向性をしっかりと見定めていくことが必要です。

憲法を踏みにじる安倍暴走政治に対し、「国民なめんな」の声と運動がひろがる今日、アンケートに寄せられる「事務員なめんな」の声をより大きくしていく取り組みが、地域や職場を変えていく大きな力になってきます。

2017年アンケートは詳細な質問項目を含んだ実態調査（3年ごとに実施）を行います。アンケートを通じて労働組合の役割を見つめ直した、また、存在を知ったという声が毎年寄せられている今日、アンケート活動が果たす役割はますます大きくなっています。

自身や組合の仲間から「アンケート対話運動」の取り組みをはじめ、未組織労働者の声を集める活動に足を踏み出すなかで、全国2000名の回収目標を突破し、日弁連をはじめとする各団体によりリアルな要求と実態を突きつけていきましょう。

